

沖縄県政務活動費の交付に関する規程

(平成13年議会告示第1号)

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県政務活動費の交付に関する条例（平成13年沖縄県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条各項の規定による提出は、同条第1項の会派結成届又は会派異動届にあつては第1号様式又は第2号様式、同条第2項の会派解散届にあつては第3号様式によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第7条各項の規定による通知は、第4号様式によるものとする。

(政務活動費の請求)

第4条 条例第9条第1項の規定による請求は、会派にあつては第5号様式、議員にあつては第6号様式によるものとする。

(支払証明書)

第5条 条例第10条第4項に規定する議長が別に定める書類は、支払証明書とし、会派にあつては第7号様式、議員にあつては第8号様式によるものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、第9号様式に、条例第10条の規定により提出された収支報告書等の写しを添付して知事に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類、支払証明書の写しその他関係書類を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第8条 条例第12条第2項の規定に基づく収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等の提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日（次条において「閲覧開始日」という。）からすることができる。

2 前項の閲覧は、議長が指定する場所及び時間内にしなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(インターネットの利用による公表)

第9条 議長は、条例第13条の規定の趣旨に基づき、閲覧開始日から起算して60日以内に、前条の収支報告書等を沖縄県議会のウェブサイトに掲載するものとする。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日議会告示第1号）

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議会告示第1号）

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日議会告示第1号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名

代 表 者

会 派 結 成 届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名

代 表 者

会 派 異 動 届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動年月日
- 2 異 動 内 容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代表者の氏名		
政 務 活 動 費 経理責任者の 氏 名		
所 属 議 員 数		
異動のあった 所属議員氏名		

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名

代 表 者

会 派 解 散 届

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議長

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

- 1 会派について
別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。
- 2 議員について
別紙議員名簿のとおり。

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

会 派 名
代 表 者
会派職員
連 絡 先

年 度 政 務 活 動 費 請 求 書

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分（所属議員数 名）

下記口座に振替えてください。

金融機関名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議員

年度政務活動費請求書

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分

下記口座に振替えてください。

金融機関名称	
預金の種類	
口座番号	
口座名義	

第 7 号様式（第 5 条関係）

支 払 証 明 書

項 目	費		支払合計額	円
支払年月日	支払額（円）	支 払 先	内 容 等	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

会 派 名

代表者名

- 注 1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。
- 2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

第 8 号様式（第 5 条関係）

支 払 証 明 書

項 目	費		支払合計額	円
支払年月日	支払額（円）	支 払 先	内 容 等	備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

沖縄県議会議員

- 注 1 按分による支払がある場合は、備考欄に支払総額及び按分の割合を記載すること。
- 2 経費の一部に政務活動費を充当した場合（按分による場合を除く。）は、備考欄に当該経費の総額を記載すること。

第9号様式（第6条関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

沖縄県議会議長

政務活動費収支報告書等(写)の送付について

沖縄県政務活動費の交付に関する規程第6条の規定により、
収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。

年度政務活動費